

資金面の課題の解決に向けて

平成 25 年 12 月 24 日
資金面の課題に関するWG

はじめに

共助社会づくりの推進においては、一人一人の市民がボランティアや寄附、会費など様々な形を通じて共助の社会に参画していくことが重要であり、近年、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）や一般社団・財団法人、ソーシャルビジネスを行う企業等（以下「NPO等」という。）の多様な担い手の果たす役割の重要性が増してきている。

その活動の活発化を促すためには、寄附・会費の獲得や事業収入、融資の受け入れなどにより広く資金を調達するとともに、ボランティアなどの支援を得ていくことで、経済的に自立して活動できるようになることが求められてくる。そこで、本ワーキング・グループにおいては、NPO等の資金面の課題の解決に向けた対応策及びその方向性について検討を進めてきた。

1. NPO等の資金面の現状と課題

(1) NPO等の資金面の現状

内閣府「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」（平成 25 年 12 月公表）（以下「法人調査」という。）によれば、NPO法人の約半数（45.2%）が特定非営利活動の総収入 500 万円以下の小規模な法人である（図表 1）。NPO法人を主な収入別に分類すると、事業収入の比率が最も高い法人が 34.2%、補助金・助成金比率が最も高い法人が 11.9%、寄附・会費比率が最も高い法人が 37.0%となっており、NPO法人の収入源は多様である（図表 2）。

(2) NPO等の資金面に関する主な課題

- ①寄附・会費などの市民、企業等からの支援を促す環境が十分に整っているとは言えないこと
- ②事業を支える金融機関からの融資が十分に行われていないこと

2. 資金面の課題解決に向けた論点

(1) 寄附・会費の拡大

①寄附・会費の意義

地域の課題には、既存の制度の隙間にある課題、社会全体ではまだ認知されていない課題、税金を財源とする行政のサービスで対応することの正当性が確保しにくい課題など、様々なものがある。NPO等がこれらの課題の解決に取り組む上で、事業収入だけでは成り立たない、いわばビジネス化に馴染まない事業については、市民からの寄附や会費によって事業を行うことになる。

また、NPO等の事業を支える資金調達の一つの手段としての寄附・会費という性格は有するものの、市民・企業による地域・社会への課題解決・活性化に係る活動への参加の一つの手段としての意義もある。

②寄附・会費の現状

NPO法人に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするために行った内閣府「NPO法人に関する世論調査」（平成25年8月公表）（以下「世論調査」という。）によれば、NPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと「思う」と回答した人は23.2%にとどまっている（図表3）。

③市民ファンドへの期待

市民に対して地域の課題を知らせ、その課題解決を目指すNPO等に市民を仲介する組織として市民ファンドがある。ビジネス化に馴染まない事業を行うNPO等にとって、寄附・会費を自ら獲得することで事業を継続することが望ましいが、特にスタートアップ期や小規模の団体にとっては困難なところ、市民ファンドの果たす役割への期待も大きい。

また、市民ファンドは、単なるNPO等への助成機能を果たすだけでなく、地域を巻き込む窓口機能によって支援者の参加が容易になることで、支援総量の拡大にもつながるものである。

市民ファンドとは、市民社会の新しい価値を創造し、様々な社会課題を解決するため、市民が主体となって運営し、市民から寄附を集め、市民活動に助成を行う団体である。

なお、「市民ファンド」という呼称は、あたかも資金運用によって収益をあげていくことを目的としている「ファンド」と同義の団体と誤解されることもあり、市民コミュニティ財団など、別の呼称を用いる場合もある。

(2) NPO等への融資の拡大

①NPO等への融資の意義

法人調査によると、特定非営利活動事業の総収入が500万円以下の法人が45.2%、1,000万円以下の法人が56.3%を占めるなど、財務基盤がぜい弱なNPO法人が多い（図表1）。

一方、近年、社会的課題の解決をビジネスとして行う、ソーシャルビジネス²に取り組むNPO等の動きが広がっているが、新たに法人を設立する際や事業を拡大する際には、創業資金や設備投資資金、当面の運転資金が必要となる。また、介護保険事業や公的機関からの委託事業などは、事業終了後になって初めて入金されるケースも多く、その間のつなぎ資金も必要である。

こうした資金需要に対してNPO等が全額自己資金で賄うことは容易ではなく、金融機関からの融資の重要性が増している。

②NPO法人向け融資の現状

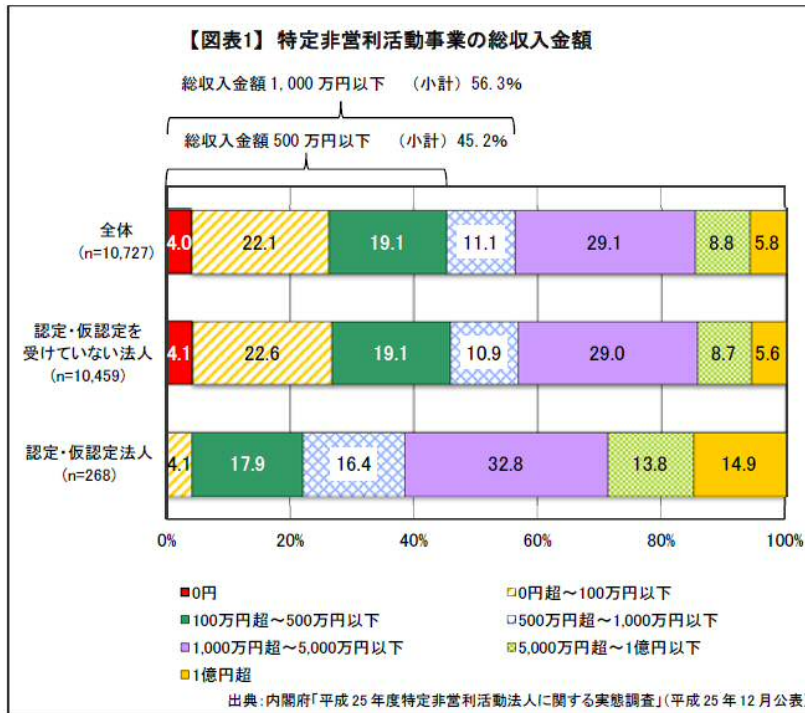
法人調査によると、借入のあるNPO法人は全体の約4分の1を占め、その内訳をみると、個人からの借入が74.2%であるのに対して、銀行11.9%、政府系金融機関10.6%、信用金庫8.7%となっており、金融機関からの借入の割合は低い（図表5）。総収入金額別に見てみると、特に、総収入500万円以下の法人については、個人からの借入が86%程度を占め、金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合の合計）からの借入は10%程度にとどまっている（図表6）。

③NPO等向け融資促進上の課題

金融機関がNPO等への融資に積極的ではない要因として主に以下の点が指摘されている。

- i) 金融機関のNPO等に関する理解が不足していること
- ii) NPO等が決算等について、十分な情報開示をしていないこと
- iii) 融資額が少額であること
- iv) 一般的にリスクが高い創業1年以内の法人からの申請の割合が高いこと
- v) 信用保証制度が活用できないこと

なお、NPO等側にも、身の丈経営を目指しており、融資を受けて規模を拡大する意思がない場合が多いとの指摘がある。



【図表 2】 財源による法人類型

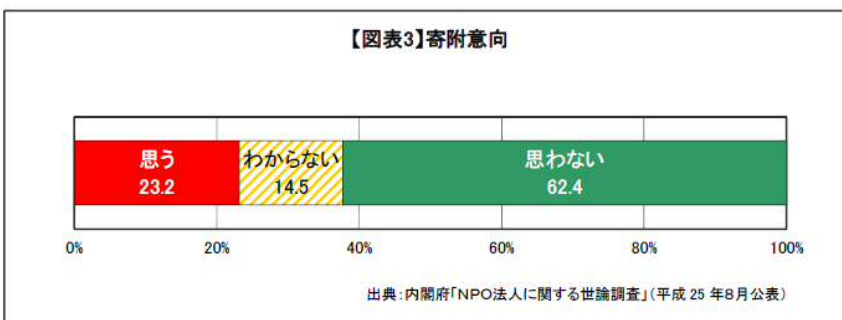
	法人数	割合
全体	13,029	100.0%
(ア) 会費比率が高い法人	3,497	26.8%
(イ) 寄附金比率が高い法人	1,333	10.2%
(ウ) 補助金・助成金比率が高い法人	1,548	11.9%
(エ) 自主事業収入比率が高い法人	2,783	21.4%
(オ) 受託事業収入比率が高い法人	1,671	12.8%
(カ) 均衡型法人	463	3.6%
(キ) 収入 0 の法人	1,624	12.5%
(ク) 収入内訳未回答の法人	110	0.8%

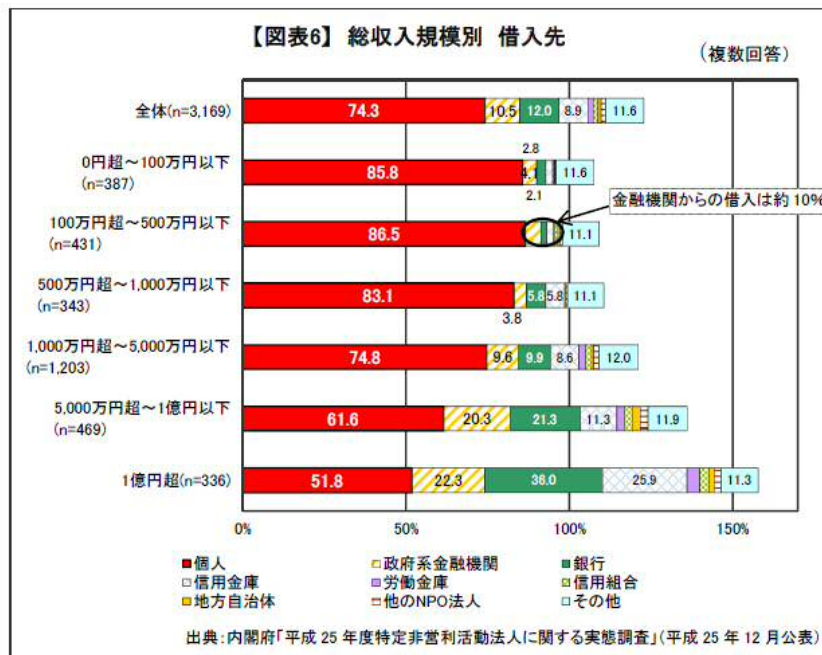
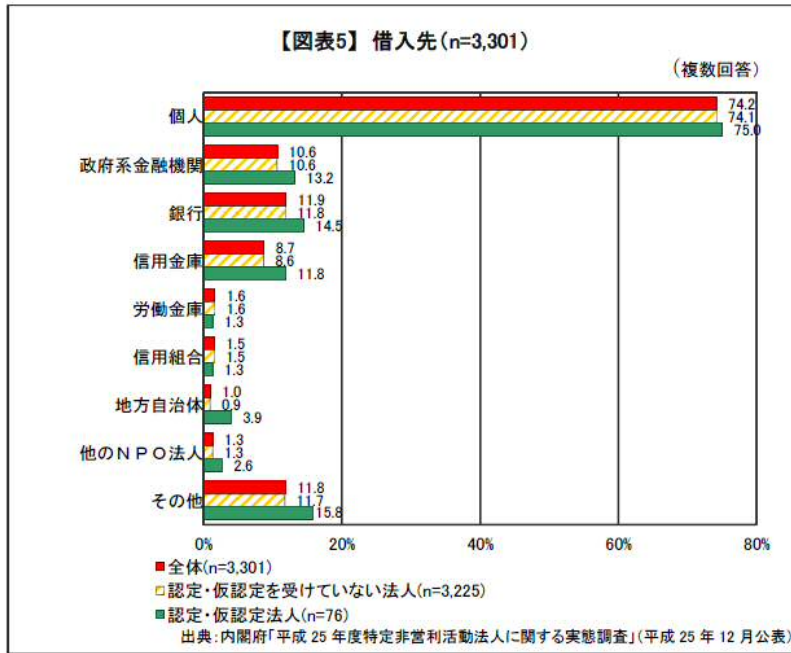
寄附・会費比率が最も高い法人(小計) 37.0%

補助金・助成金比率が最も高い法人(小計) 11.9%

事業収入比率が最も高い法人(小計) 34.2%

出典: 内閣府「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」(平成 25 年 12 月公表)





出典:内閣府ホームページ掲載「共助社会づくり懇談会 資金面の課題に関するワーキング・グループ」報告書より転載